

みなさんからの陳情は、 次のとおりとなりました

**採択に
なりました**

○子ども手当の廃止を
求める意見書の提出に関
する陳情

**趣旨採択に
なりました**

○核兵器の廃絶と恒久平
和実現に関する意見書の
決議について

○最低賃金法の抜本改正
安定雇用の創出、中小企
業支援策の拡充・強化を
求める陳情

**不採択に
なりました**

○後期高齢者医療制度の
即時廃止に関する陳情

○年金受給者資格期間の
二十五年から十年への短
縮を求める陳情

○保育制度改革に関する
意見書提出を求める陳情

**継続審査に
なりました**

○公契約条例制定等に關
わる陳情

議決された意見書

〈要旨〉

子ども手当の廃止を求める意見書

平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給となる、今の赤字財政の状況では、支給のためにすべて国債に依存する事になる。これは、子は孫の世代にお金を借りて、今の親を支援するという他に他ならず、このまま恒久的財源の目途が全くついていない状況において、このままこの政策を続けていけば、国の財政は完全に破綻する。しかも、子ども手当の政策目的は不明確であり、少子化対策や子育て支援の政策を考えるなら、現金給付よりも子育て環境の整備を整えるべきである。また、子ども手当の受給資格は国籍を問わず「日本国内に住所を有する」となっている。これは、日本国内に滞在する外国籍を有する人の子どもが本国に居住していても支給される一方、海外赴任中の日本人は、たとえ日本国内に子どもが居住していても受給することができない。これは、大きな矛盾である。このような制度では、不正な制度利用の危険性も大いにある。受給対象者は日本国籍を有する者と限定できなければ、この制度は廃止すべきである。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

鳥取県西伯郡伯耆町議会

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・少子化担当大臣 様